

内閣府消費者委員会事務局長の公募について

内閣府消費者委員会事務局においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（経済社会総合研究所情報研究交流部長）

併任 消費者委員会事務局長

2. 職務内容

内閣府消費者委員会は、消費者問題について調査審議し、関係大臣等に建議を行うとともに、関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能も有する独立した第三者機関であり、事務局は、消費者委員会の調査審議を支えています。

今回募集する職員は、消費者委員会事務局に常駐し、これまでの実務経験で培った多岐にわたる消費者問題あるいは消費者関連法令に対する幅広い知識を生かした高度な知見及び能力に基づいて、委員長の命を受けて、局務を掌理する業務に従事します。

また、経済社会総合研究所情報研究交流部において、内外の研究機関との研究交流、研究所の広報並びに情報システムの整備及び管理に係る事務を行います。

3. 募集人員

1 名

4. 応募要件

以下のいずれかの職歴を有すること。

- (1) 法曹資格を有し、訴訟事務に関する 10 年以上の実務経験を有すること。
- (2) 大学を卒業し、国、地方公共団体、民間企業または消費者団体における正規の職員としての実務経験（(1) の実務経験を含む）の合計が 20 年以上あり、消費者の利益の擁護及び増進に関する法令に関する知見を有すること。

5. 応募資格

以下に該当する方は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

- で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用形態

常勤の一般職国家公務員として採用します（任期付職員法に基づく採用）。

7. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）等に基づき支給します。

8. 身分・服務

国家公務員法を適用します。

9. 任期等

原則として、令和 9 年 4 月 1 日（予定）から令和 11 年 3 月 31 日までの 2 年間とします。

10. 応募要領

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

イ 志望理由（A4 横書き 2,000 字以内）

ウ 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの（A4 横書き））

※なお、応募書類は返却しません。選考のみに使用し、当方で責任を持って廃棄します。

(2) 提出方法

郵送

※封書に「内閣府事務官（消費者委員会事務局長）志望」と必ず明記すること。

(3) 書類送付、提出先

〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 8 階

内閣府消費者委員会事務局 三谷、野下

Tel: 03-3581-9147、03-3581-9176

(4) 提出締切り 令和 8 年 11 月 13 日（金）必着

(5) 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接

書類審査（1 次選考）の後、面接（2 次選考）を行うこととなった方のみ、2 次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

1 1. 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として午前 9 時 3 0 分から午後 6 時 1 5 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、祝日、年末年始の休日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇 20 日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇。

(2) 勤務地

内閣府消費者委員会事務局

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 8 階

1 2. その他

(1) 応募の秘密については厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在、職に就いている方（各省庁等の職員を除く）は、採用時までには当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。

(3) 採用後は、マイナンバーカードを職員身分書として使用することとしていますので、カード取得の手続きをあらかじめしていただくこととなります。

1 3. 問い合わせ先

内閣府消費者委員会事務局 三谷、野下

Tel: 03-3581-9147、03-3581-9176